

役員報酬規程

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人森林保全・管理技術研究所第25条の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(報酬の支給)

第 2 条 役員は無報酬とする。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は総会において行う。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。